

2025年度須坂市キャッシュレス決済機器等導入支援事業補助金申請要領

1 事業の目的

中小企業者等がキャッシュレス決済機器等を導入する際に要する経費に対し、市が一部を補助することにより、キャッシュレス社会の実現に向けた基盤を構築し、市内産業の振興を図る。

2 補助対象者

申請時、次のすべての要件を満たす者で、不特定多数の者に対して、直接飲食物、物品販売やサービスの提供等を行っている店舗や事務所等が対象となります。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人である中小企業者(※)等（下記の者を含む。）

① 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が上記に規定する者とおおむね同程度の者

② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が上記に規定する者とおおむね同程度の者

③ 上記に準ずる者として市長が認める者

※ 中小企業者、小規模企業者の範囲について

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 製造業、建設業、運輸業、 その他業種(①～③を除く。)	3億円以下	300人以下	20人以下

(2) 市内に事務所又は店舗を有すること（食品衛生法（昭和22年法律第235号）第55条第1項による許可を受けて行う飲食関連の移動販売に係る事業に用いる自動車を含む。）

(3) 市税の滞納がないこと

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員、暴力団関係者でないこと

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項

の規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する事業を営んでいないこと

(6) 既に創業し、事業を継続する意思がある者

3 補助率・補助限度額

(1) 補助率 対象経費の5分の4以内

(2) 限度額 一の店舗・事務所につき、10万円を限度（千円未満は切り捨て）とする。

※ 1事業者（店舗）につき、1回限りの申請となります。

4 対象経費

キャッシュレス決済（クレジットカード・電子マネー・スマートフォン決済などの現金を有しない支払手段）に係る次の経費となります。

(1) キャッシュレス決済端末及び附属品の購入費用

① キャッシュレス決済端末本体機器

② キャッシュレス決済用汎用端末（タブレットなど ※キャッシュレス決済にのみ使用する場合に限る。）

③ 附属品（暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触用リーダーライタ、バーコードリーダー等）

(2) キャッシュレス決済端末等を備え付けるための設置費用

(3) キャッシュレス決済端末等の設置に伴うインターネット回線開設に要する工事費

※ 対象外経費

① 国、県、市その他団体から補助金など他の支援を受けた経費

② リース及びレンタル料

③ 既に導入されている機器等の更新

④ 汎用機器（PC・タブレット等）のみ購入 ※キャッシュレス決済導入が条件

5 申請方法 ※予算状況等により、申請期間内でも受付を終了する場合があります。

(1) 申請期間 2025年6月2日（月）～2026年1月30日（金）

(2) 提出書類 ※必要に応じ下記の書類以外の提出を求めることがあります。

① 交付申請書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）

- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 見積書・積算金額の根拠書類（設置箇所の写真・図面、端末機器カタログの写しなど）
- ⑤ 誓約書兼同意書（様式第4号）

6 交付決定

申請受付後、審査を行い、結果を通知書によりお知らせします。

交付決定までに2週間程度かかります。通知があるまで、契約・工事着手はできません。

※注意事項 決定通知前の契約・工事・購入の経費は、補助対象外となります。

7 事業内容の変更、中止

交付決定後、導入機器等内容の変更や導入を中止する場合、早急に届出してください。

変更・中止承認申請書（様式第5号）

8 実績報告

(1) 期 限 事業完了後30日以内または、2026年2月27日(金)までのいずれかの早い日

(2) 提出書類 ※必要に応じ下記の書類以外の提出を求めることがあります。

- ① 実績報告書（様式第6号）
- ② 事業報告書（様式第7号）
- ③ 収支決算書（様式第8号）
- ④ 支払を証する書類（領収書・契約・明細の写し、設置場所・端末機器等の写真など）

9 交付額の確定

実績報告に係る書類を審査し、通知書により交付額を確定します。

必要に応じて完了検査を行う場合があります。交付確定までに、2週間程度かかります。

10 補助金の支払

交付額の確定後、速やかに補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。

振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し）を添付してください。

おおむね2週間ほどで指定口座に補助金を振込します。

11 補助金の交付決定取り消しなど

次に該当する場合、補助金の交付決定取り消し及び返還を命ずる場合があります。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付をうけたとき
- (2) 本要領、須坂市補助金交付規則の規定に違反したとき
- (3) 本事業により取得した備品・設備を市長の承認を得ず、譲渡・交換・貸付するなど
1年以内に未使用となったとき
- (4) 1年以内に事業を廃止したとき
- (5) その他市長が不相当と認めたとき

12 申請書等提出・問い合わせ先

須坂市産業振興部商業観光課

〒382-0911須坂市大字須坂1295-1 須坂駅前シルキービル2階

電話026-248-9005/FAX026-248-9041

E-mail : syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp

受付時間：平日8:30～17:15

自動車でお越しの場合、長電須坂駅前パーキングをご利用ください。